

生活衛生

とうきょう



東京都生活衛生営業指導センターは、  
生衛業の皆様をサポートします。

Licensed by TOKYO TOWER

## 特集 新型コロナウイルス感染症に係る各種支援策のご案内

### 理事長挨拶～新型コロナウイルス感染症の影響を受けて～

(公財) 東京都生活衛生営業指導センター 理事長 伊澤 勝令



当指導センターの事業につきまして、日頃よりご支援・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、4月には政府の緊急事態宣言の発令と東京都緊急事態措置が行われ、外出自粛、様々な業種の休業や営業時間短縮要請により、経済社会活動に多大な影響がでました。

とりわけ、中小企業、小規模事業者が多い生活衛生業は、この間、深刻な打撃を被っており、営業継続への危機感が一層増大しています。

5月25日に緊急事態宣言は解除されましたが、今後、第2

波・第3波も予想される中、都は、新型コロナウイルス感染症との長期に渡る戦いとなることを見据え、感染拡大を防止するため「新しい日常」が定着する社会の構築を目指しています。

このため、当指導センターでは、国や都の様々な支援策、日本政策金融公庫の融資制度などの情報を適時適切に各同業組合等に提供しているほか、この感染症の拡大を踏まえて各種事業を推進しております。

感染症拡大防止と経済社会活動の両立が図れるよう、引き続き、生活衛生業振興のため邁進していく所存ですので、よろしく願いいたします。

### 指導センター評議員会・理事会のみなし決議

#### ～令和元年度事業報告・収支決算報告を承認～

例年6月に開催している(公財)東京都生活衛生営業指導センター(以下、「当センター」という。)の令和2年度定時評議員会及び理事会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から一堂に会しての会議は中止とし、当センター定款第25条評議員会の決議の省略及び第44条理事会の決議の省略に基づき実施しました。

6月1日(月)、当センター理事長から理事全員に対し、令和元年度事業報告及び収支決算報告と役員(理事)・評議員の補欠選任について提案書を発し、理事全員から書面により同意の意思表示を得たので、6月10日(水)令和2年度第

1回理事会の決議があったものとみなされました。

6月10日(水)、当センター理事長から評議員全員に対し、前記理事会のみなし決議事項について提案書を発し、評議員全員から書面により同意の意思表示を得たので、6月25日(木)令和2年度定時評議員会の決議があったものとみなされました。

また、東京都生活衛生同業組合連合会においても書面による同意を得る形で総会を実施し、令和元年度事業報告及び収支決算報告、令和2年度事業計画及び収支予算について全員から同意が得られ原案どおり承認されました。

令和元年度事業報告及び収支決算報告については、下記当センターのHPを **東京生衛** で検索、または右のQRコードよりご確認ください。



# センターからのお知らせ

## 各種講習会の開催案内

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、前号(102号)で掲載した下記講習会の開催は、次のとおりとなります。

### ★生衛業のためのパソコン講習会(入門・基礎)の日程について

次のとおり日程等を変更しました。

講座名	定員	コース番号	開催日	申込締切日	受講料
ここから始める! パソコン入門コース Windows10編	14名	①	8月23日(日)	8月5日(水)	1,300円
		②	8月26日(水)		
ワード基礎コース (Word2013)	14名	③	8月30日(日)	8月12日(水)	1,300円
		④	9月1日(火)		
		⑤	9月6日(日)		
エクセル基礎コース (Excel2013)	14名	⑥	9月7日(月)	8月19日(水)	1,300円
		⑦	9月10日(木)		
今から始めるタブレット (iPad iOS10対応)	10名	⑧	9月11日(金)	8月26日(水)	1,280円
		⑨	9月13日(日)		

### ★クリーニング師研修・業務従事者講習の開催について

～新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた場合～

今後、新型コロナウイルス感染症の発生状況により、受講者の安全を確保するため、日程・会場など変更することがあります。

当センターのHPで最新情報をご確認ください。  
なお、不明な点は直接お問い合わせ願います。

【問い合わせ先】 当センター  
電話 03-3445-8751  
HP <http://www.seiei.or.jp/tokyo/>

## 職員人事

### ■採用(令和2年4月1日付)

専務理事 仁科 彰則(にしな あきのり)



昭和55年5月 東京都入都  
衛生局(現 福祉保健局)、環境局等の勤務を経て、令和2年3月に健康安全研究センター広域監視部長で退職  
令和2年4月  
当指導センター専務理事に就任

### ■採用(令和2年4月1日付)

経営指導員 山本 敦(やまもと あつし)



昭和57年4月(株)日本政策金融公庫(国民金融公庫)入庫  
松戸支店を振り出しとして、最終の東京契約センターまで計9か所勤務  
令和2年4月  
当指導センター経営指導員に就任  
(担当)後継者育成支援事業、健康・福祉対策推進事業(健康入浴推進員講習会事業、新型インフルエンザ等感染症対策等事業、外国人対応支援事業)

### ■退職(令和2年3月31日付) 遠山 勝(専務理事)・高木 敬子・内藤 信人



「親切」  
「丁寧」  
「安心」。

チラシ・パンフ・会社案内  
書籍などの総合印刷

**ダイヤ印刷株式会社**

〒101-0021  
東京都千代田区外神田  
6-11-10 西岡第2ビル

TEL.(03)5817-3351  
FAX.(03)5817-3350



映画部/事業部/不動産部

21世紀の  
ドキドキ・ワクワクが私達の仕事です。

## 大蔵映画株式会社

本社 〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-15(目黒西口ビル) TEL 03-3493-6115 (代表)

関東支社 〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-12(芯番館ビル) TEL 03-3573-5566 (代表)

## アイフィスは

あなたの店づくり・評判づくりの  
お手伝いをいたします

**株式会社アイフィス**

〒112-0005 東京都文京区水道2-10-13  
TEL 03-5395-1201 FAX 03-5395-1206  
[HP] <http://www.ifys.co.jp> [e-mail] [info@ifys.co.jp](mailto:info@ifys.co.jp) 担当: 小原好春



# KURAMAE 蔵 則 SUGAWARA PRINTING

菅原印刷株式会社

〒111-0051  
東京都台東区蔵前3-15-1 エスピービル  
TEL.03-5687-2211(代)  
FAX.03-5687-2310

[www.sugawara-p.co.jp](http://www.sugawara-p.co.jp)

## 東京都からのお知らせ

### 手洗いは、食中毒・感染症対策の基本です

#### 新型コロナウイルスの感染予防にも有効です!!

##### 【手洗い前の注意点】

- 爪を短く切りましょう。
- 時計や指輪をはずしましょう。

##### 【汚れが残りやすいところ】

- 指先や爪の間
- 指の間
- 親指の周り
- 手首
- 手のしわ

##### 【流水による手洗いの手順】

1



石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲を伸ばすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



指先と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

7



十分に水で流します。

**ここまですを2回繰り返す。**

8



ペーパータオルや清潔なタオルでよく拭き取って乾かします。

9

必要に応じて消毒をします。

**蚊取り川柳**

**蚊**が出るぞ  
みんなで無くそう  
たまり水

よく見てね!  
気をつけるのは、こんな場所!

- 空き缶・空き瓶・ペットボトル
- 雨ざらしのバケツなど
- 古タイヤ
- つまった雨どい
- 植木鉢の受け皿

蚊がうつす感染症を防ぐには、蚊を減らすことが重要です。  
蚊が産卵する「たまり水」を無くし、水中に生息する幼虫(ボウフラ)を退治しましょう。

東京都 蚊対策 検索

問合せ先：福祉保健局 健康安全部 環境保健衛生課 03-5320-4391

#### 生活衛生関係営業施設数 (令和2年3月末現在)

施設種別	施設数	備考
理容所	7,929	
美容所	24,088	
クリーニング所	3,172	リネン・取次所を除く
興行場	456	映画・演劇のみ(多目的・スポーツ・その他、仮設除く)
旅館・ホテル	3,308	
簡易宿所	1,388	
普通公衆浴場	520	銭湯のみ(うち公営銭湯1を除く)
飲食店(中華料理店を含む)	139,255	
喫茶店	3,146	
すし店	4,377	
そば店	4,534	
社交業	9,981	
食肉販売店(食鳥肉販売店を含む)	14,858	
冰雪販売業	158	

**HAPPO-EN**  
OMOTENASHI RESORT  
HAPPO-EN.com

■結婚式 ■パーティ ■宴会 ■お茶室「夢庵」 ■カフェ「スラッシュカフェ」

〒108-8631 東京都港区白金台1-1-1 TEL:03-3443-3111(代表)  
地下鉄南北線・三田線白金台駅 2番出口より徒歩1分

パーティ・セミナー・イベントスペース 様々なシーンに

Ceremony & Party  
 明治記念館

TEL:03-3746-7711 (法人営業課)  
〒107-8507 東京都港区元赤坂2-2-23

# 東京都生活衛生同業組合連合会会長賞

## ～受賞者が決定しました～

次の12名の方々は、多年にわたり生活衛生同業組合の組織強化と業界発展などのため、  
きわめて顕著な功績を挙げられました。

東京都麺類生活衛生同業組合 常務理事 和久井 喜治郎様  
 東京都中華料理生活衛生同業組合 専務理事 富永 直樹様  
 東京都社交飲食業生活衛生同業組合 副理事長 亀島 延昌様  
 東京都料理生活衛生同業組合 理事 住吉 史彦様  
 東京都飲食業生活衛生同業組合 常務理事 山崎 一馬様  
 東京都喫茶飲食生活衛生同業組合 理事 影近 秀雄様

東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合 常務理事 吉田 健二様  
 東京都氷雪販売業生活衛生同業組合 理事 安藤 聡様  
 東京都理容生活衛生同業組合 常任理事 荒井 伸司様  
 東京都美容生活衛生同業組合 理事 臼井 美智子様  
 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 副理事長 矢島 弘之様  
 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 常任理事 北島 鉦一様

### 編集後記

本紙「生活衛生とうきょう」をご覧いただきありがとうございます。本号(103号)は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、通常よりページ数を縮小して発行しました。

次号(104号:9月予定)は以前同様の紙面構成で、指導センターお役立ち情報、東京都からのお知らせ、各組合だより、日本政策金融公庫よりの情報などを掲載し、充実した内容で情報発信をしたいと思っています。その時期には新型コロナウイルス感染症の発生状況が落ち着いていることを願うばかりです。(編集責任者)

## 2020年4月から、飲食店でのたばこのルールが変わりました。

店内は原則禁煙に。喫煙は、以下の標識を掲げるお店に限られます。



20歳未満の方は、  
喫煙を目的としない場合でも、  
喫煙エリアへは立入禁止となります。

吸う人も、吸わない人も、知ってください。

### 分煙に関するお問い合わせ先

日本たばこ産業(株)東京支社 社会環境推進担当 受付時間 平日9:00~17:40 休業日:土日祝日、  
創立記念日(6月最初の平日)、12月30日~1月4日 TEL:03-6703-0567 詳しくはJT分煙 検索

たばこの新ルール JT



公財) 全国生活衛生営業指導センター 賛助会員  
公財) 東京都生活衛生営業指導センター 賛助会員

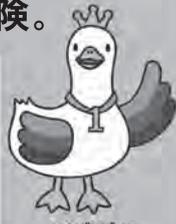
アフラック募集代理店  
株式会社  
ユニバーサルファミリー  
〒164-0012  
中野区本町 2-46-2  
中野坂上セントラルビル 1階  
フリーダイヤル  
0120-12-6561

**がんの治療に幅広く  
対応した、アフラック  
のがん保険。**

生きるための  
**がん保険**  
Days1

がんを罹った方へ

生きるための  
**がん保険**  
寄りそうDays



いちばんダック

理容店、美容店、クリー  
ニング店、めん類飲食店、  
一般飲食店の皆様

消費者のお店選びの目安  
となる「Sマーク」制度  
に登録しましょう。  
詳しくは当センターHP  
をご覧ください。

標準営業約款(Sマーク)



東京都、国の支援策は、状況により随時変わりますので、発表される最新情報をご確認ください。

	制度名・対象者	内容	お問い合わせ先
協力金	<b>感染拡大防止協力金 (第2回)</b> (都)(注1) 中小企業、個人事業主、NPO法人等。	「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等期間の延長」において5月7日から25日までの期間、店舗・施設の使用停止や食事提供施設における営業時間の短縮（以下「休業等」といいます。）へのご協力を引き続きお願いしました。 この依頼に応じて、休業等の対象となる店舗・施設を運営されている方で、休業等に全面的に協力いただいた中小企業、個人事業主等に、「東京都感染拡大防止協力金（第2回）」を支給します。 ① 支援内容 50万円（2事業所以上で休業などに取り組む事業者は100万円） ② 申請期間 6月17日（水）～7月17日（金）	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎03-5388-0567 制度詳細 
	<b>持続化給付金</b> (国)(注2) 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者。	感染症拡大により大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に使える給付金を支給します。 ①支給内容 法人は200万円・個人事業者は100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限。 前年の総売上（事業収入）－ （前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月） ②申請期間 5月1日（金）～令和3年1月15日（金）	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 IP電話専用回線 ☎03-6831-0613 制度詳細 
	<b>家賃支援給付金</b> (国)(注2) テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者。 ①いずれか1ヶ月の売上が前年同月比で50%以上減少。 ②連続する3ヶ月の売上が前年同月比で30%以上減少。	5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。 ・給付額は、申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）の6ヶ月分の額に相当する額を支給。 ・給付率は2/3、給付上限額（月額）は法人50万円、個人事業者25万円とし、6ヶ月分を給付。加えて複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払い額が高い者を考慮して、上限額を超えた場合の特例措置。 ※支払家賃（月額）のうち給付上限超過額の1/3を給付することとし、給付上限額（月額）を法人100万円、個人事業者50万円に引き上げる。	本紙原稿締切時点では申請方法等の詳細は未公表です。経済産業省HPでご確認ください。 経済産業省 
助成金	<b>飲食事業者の業態 転換支援</b> (都)(注1) 外出自粛要請等に伴い、大きく売上げが落ち込んでいる都内中小企業飲食事業者が、新たなサービス（テイクアウト・宅配・移動販売）により売上げを確保する取組。	新型コロナウイルス感染症の流行により、大きく売上が落ち込んでいる都内中小企業飲食事業者が、新たなサービス（テイクアウト・宅配・移動販売）を始める場合、経費の一部を助成します。 ①支援内容 限度額100万円 助成率：助成対象経費の5分の4以内 ②申請期間 4月23日（木）～11月25日（水）	公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課 業態転換担当 ☎03-5822-7232 制度詳細 

**新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事業** (都)(注1)

「雇用調整助成金」や「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を利用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組んでいる中小企業。

非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む企業に奨励金を支給します。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置による「雇用調整助成金」や「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を利用している中小企業であって、東京労働局管内に雇用保険適用事業所がある企業が対象です。

- ①支給内容  
事業所につき10万円（1回限り）
- ②申請期間  
3月27日（金）～11月30日（月）

東京都産業労働局  
雇用就職部労働環境課  
雇用環境整備促進窓口  
☎03-6205-6703

制度詳細



**雇用調整助成金の特例措置** (国)(注2)

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが助成対象で、以下の条件を満たす事業主が支給対象。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。
- ②最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している
- ③労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

- ①支給内容  
平均賃金額×休業手当等の支給率×助成率  
(1人1日あたり15,000円が上限)  
※中小企業4/5（解雇していない場合10/10）
- ②申請期間  
2月14日（金）～9月30日（水）

最寄りの都道府県労働局又はハローワーク、またはコールセンター  
☎0120-60-3999

制度詳細



(相談先)  
東京働き方改革推進支援センター  
☎0120-232-865

**●日本政策金融公庫等による実質無利子融資(中小・小規模事業者向け)**

日本政策金融公庫(新型コロナウイルス感染症特別貸付)及び商工組合中央金庫(危機管理対応融資)に特別利子補給制度を併用することで実質無利子融資で資金繰りを支援。

**●民間金融機関を通じた実質無利子・無担保融資(中小・小規模事業者向け)**

信用保証制度を利用した都道府県等による制度融資への補助を通じて、民間金融機関においても、実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免で資金繰りを支援。

・日本政策金融公庫  
各支店  
支店一覧



・商工組合中央金庫  
東京融資相談センター  
☎0120-542-711

東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関(普通銀行・信用金庫・信用組合など)

本案内に記載した制度は東京都や国の支援策の一部だけとなります。他の制度や区市町村独自の支援策を確認したい方は、下記「東京都新型コロナウイルス感染症支援ナビ」をご参考ください。

(出典)

(注1) 東京都新型コロナウイルス感染症支援ナビ  
<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>



(注2) 経済産業省新型コロナ対策サポートナビ  
<https://www.meti.go.jp/covid-19/support/index.html>



新しい生活様式



公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター

〒150-0012 渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎

電話 03-3445-8751 <http://www.seiei.or.jp/tokyo/>